

第 1 章

調査研究概要

1-1 専門サービス業（社会保険労務士事務所）の選定の経過

業種選定は、平成19年度に労公使の有識者を委員とする生涯職業能力開発体系調査研究会において、対象業種の検討を行い、その結果、日本標準産業分類の中分類の業種にこだわらず、小分類レベルでの業種も対象とし、日本版デュアルシステム、実践型人材養成システム等や人材育成研究会に取り組む企業など、企業内における能力開発の計画や実施が活発化している業界団体及び労働者の人材育成に寄与する業界や今後就業人口の増加が見込まれる業界、法人形態の増加が見込まれる業界において職業能力体系が未整備の業界を対象として、職業能力体系（モデルデータ）を整備することとした。

当該研究会の検討結果を受けて全国社会保険労務士会連合会（以下、連合会）と協議を行った結果、社会保険労務士をめぐる状況として、次の(1)～(4)ことが重要な課題であることが明らかになった。(1)現状は個人事務所形態で業務を行っている社会保険労務士が多いが、社会保険労務士法の改正によって法人化が可能なり、法人形態の増加が見込まれること、(2)各事務所における従業員の能力開発と、社会保険労務士自身の体系的・段階的なレベルアップの必要性があること、(3)政府が進めている電子申請に対応するため、IT活用技術の必要性があること、(4)同連合会としては、現在までに新規会員向けの研修や定期的な会員向けの研修等を行っているものの、研修体系が段階的かつ体系的に整理されていないことが課題となっており、今後は研修への積極的な取り組みを計画していること。

こうした状況の下に、連合会としては、社会保険労務士の職業能力体系（モデルデータ）を整備することにより、効果的な職業能力開発体系を構築することができるのではないかと提案をいただいたことから専門サービス業（社会保険労務士事務所）を選定し、平成20年度に職業能力体系の構築をおこない、平成21年度においては職業能力体系の見直し及び職能力開発体系の構築を図ることとした。

1-2 専門サービス業（社会保険労務士事務所）とは

専門サービス業（社会保険労務士事務所）とは、日本標準産業分類において大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、中分類72（専門サービス業）、小分類725（社会保険労務事務所）、細分類L7251 専門サービス業（社会保険労務士事務所）（その中は、社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法人事務所に分かれている。）に位置づけられており、「労働・社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成、提出書手続の代行、申請等に関する事務代理、労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行う事業所」となっている。

1-3 社会保険労務士とは

社会保険労務士とは、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）に基づき、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資するための業務を行う者と定義されており、事業主や労働者の要望に応え、労働社会保険関係の法令やその取扱いに精通し、適切な労務管理その他労働社会保険に関する相談・指導を行う国家資格者である。

また、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の 3 要素（ヒト・モノ・カネ）のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談などヒトに関するエキスパートである。

社会保険労務士の要件としては、「社会保険労務士法に基づき、毎年一回、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格し、かつ、2 年以上の実務経験のある者で、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者」と法律により定められている。

平成 21 年 12 月末日現在、社会保険労務士は全国で 34,714 人、社会保険労務士法人会員は、302 法人となっている。

1-4 社会保険労務士の業務

社会保険労務士の業務は、社会保険労務士法第 2 条第 1 項に定められており、大きく 1 号業務・2 号業務・3 号業務に分かれている。このうち 1 号業務・2 号業務は、社会保険労務士だけに認められた独占業務となっている。

以下は、各号業務の概要である。

(1) 1 号業務 [関係書類の作成・代行業務]

- a. 労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成
(電子申請による作成等含む)
- b. 申請書等について、その提出に関する手続の当事者の代理
- c. 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項における当事者の代理
- d. 上記 c の申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述の当事者の代理
- e. 個別労働関係紛争解決促法第 6 条第 1 項の紛争調整委員会における同法第 5 条第 1 項の「あつせんの手続」並びに雇用の分野における男女雇用機会均等

法第18条第1項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第22条第1項の「調停の手続」における当事者の代理

- f. 地方自治法第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあつせんの手続について、紛争当事者の代理
- g. 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続（ADR）であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行える団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争当事者の代理
- h. 特に上記 e・f・g の業務については、特定社会保険労務士の業務となっており、社会保険労務士の中で、連合会が実施する特別講習を受講し、紛争解決手続代理業務試験に合格した者で、全国社会保険労務士会連合会に付記登録した者が対応できることとなっている。

（2）2号業務（証書類等の作成業務）

労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成

（3）3号業務（相談・指導業務）

事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険に関する事項についての相談・指導

（出典：社会保険労務ハンドブック平成20年版 全国社会保険労務士会連合会編）

